

# リハビリ専門職派遣事業に関するQ&A

## 【問合せ先】

<事業に関すること>

京都市介護ケア推進課

TEL:075-213-5871/FAX:075-213-5801/Mail:kaigo-2001@city.kyoto.lg.jp

<リハビリ専門職の派遣調整・相談に関すること>

京都市域京都府地域リハビリテーション支援センター

TEL:075-754-7128/FAX:075-754-7101

## 1 事例検討会について

No	質問内容	回答
1	既存の資料の他に、新たな資料の作成が必要か。	既存の資料で構いません。ただし、事前に検討事例の資料をリハ支援センターと相談し、追加資料が必要な場合は相談させていただきます。 (どのような資料で実施するかではなく、どのような視点で検討するかが大切です。)
2	事例は地域課題が見いだせるもの、リハビリ関連が検討できるものなどに限定されるのか。	事例やテーマは限定しておりませんので、相談したい事例で結構です。 なお、新人や経験の浅い職員がケアマネジメントについて相談できる場であれば、より望ましいです。
3	法人内での事例検討会等、地域包括支援センター等の職員だけでなく、他の事業所職員も出席する検討会でも、事業の対象となるか。	地域包括支援センター又は指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業者が主催する介護予防ケアマネジメントの事例検討会であれば、事業の対象となります。他にどのような参加者がいても構いません。
4	オンラインでの事例検討会も事業の対象となるか。	オンラインで事例検討会を実施した場合も本事業の対象としています。

## 2 アセスメント訪問について

No	質問内容	回答
1	アセスメント訪問の対象となるケースとは。	ケアプランの作成及び見直しに当たり、利用者の身体状況や生活状況等を聞き取るため、利用者宅を訪問するものが対象となります。
2	アセスメント訪問は初回訪問に限られるのか。	初回訪問に限らず、どのタイミングのアセスメント訪問でも構いません。

## 3 事例検討会・アセスメント訪問共通

1	要介護認定申請中(事業対象者の資格なし)のケースは対象となるか。	対象は、事業対象者及び要支援者、又は要支援認定が見込まれるケースです。
2	居宅介護支援事業所に委託(再委託)しているケースで事例検討会又はアセスメント訪問を実施する場合の留意点は。	居宅介護支援事業所に委託(再委託)しているケースで実施する場合、助成金の申請ができるのは地域包括支援センターに限ります。そのため、委託(再委託)のケースで実施する場合でも、主催は地域包括支援センターとなるため、担当している居宅介護支援事業所のみでなく、地域包括支援センターの同席が必要です。
3	派遣されるリハビリ専門職の職種等は相談できるのか。	相談は可能ですが、調整が必要となります。 要望がある際は、京都市域京都府地域リハビリテーション支援センターへ御相談ください。
4	まだ計画中で決まっていなくても、相談は可能か。日程や内容などがはっきり決定してからがよいか。	計画中の段階であっても、相談いただいて構いません。 ただし、調整の関係がありますので、日程が決まって依頼する場合は早めに御相談ください。(「毎月第〇 △曜日」と定例であれば、調整しやすくなります。)

4 助成について

No	質問内容	回答
1	謝礼金額の設定はどのようにすればよいか。	法人の規定に基づいて地域包括支援センター等が定めた金額で構いません。ただし、京都市から地域包括支援センター等への助成金額(1回あたり6,710円(税込))は変わりません。
2	リハビリ専門職には、何回来てもらってもよいのか。月2回でも助成金の申請をしてもよいのか。	リハビリ専門職の派遣はひと月に何度行っても構いません。ただし、各地域包括支援センター等への助成は、原則各年度12回分(月1回程度を想定)を限度とします。
3	他の地域包括支援センター等と合同で事例検討をする時は、請求はどうなるのか。	どちらかの地域包括支援センター等が、代表して請求してください。
4	コーディネーター(京都市域京都府地域リハビリテーション支援センター)と派遣されるリハビリ専門職の2名が来る場合、2名分支払う必要があるか。	月1回、1人の費用を助成することを想定しています。コーディネーターの派遣は京都府の委託事業であるため、コーディネーターが同席する場合は、コーディネーター分の費用は不要です。それ以外に、関連する圏域内のリハビリ専門職が数名出席する場合があります。この場合も派遣者の内1名を京都市域京都府地域リハ支援センターが指定しますので、その方にのみお支払いください。
5	同一日に複数事例の事例検討会又はアセスメント訪問を実施した場合の助成件数はどうなるのか。	事例検討会の場合、1日に複数事例の検討会を行っても助成件数は1件とします。アセスメント訪問の場合は、訪問件数分を助成対象とします。